

令和4年度高松市公共交通運行特別支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、公共交通の利用者が減少し運賃収入が落ち込んでいることに加え、燃料価格の高騰による運行経費の増加が交通事業者に更なる負担を強いている状況に鑑み、当該交通事業者に対する運行継続のための支援を行うことにより市民等の移動手段を確保するため、予算の範囲内において、令和4年度高松市公共交通運行特別支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内（高速道路を除く。）で路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を営む者（以下「路線バス事業者」という。）
- (2) 市内に営業所（個人事業者にあつては、住所）を設置し、高松交通圏を主たる営業区域とし、タクシー事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を営む者（以下「タクシー事業者」という。）

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交通事業者である者
- (2) 令和4年6月1日前から継続して公共交通事業を行っている者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、公共交通事業を継続する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 過去にこの要綱による支援金の交付を受けた者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が支援金を交付することが適当でないと認める者

（支援対象）

第4条 支援金の交付の対象（以下「支援対象」という。）となる系統は、路線バス事業者が、路線定期運行として令和4年6月1日現在、運行している系統のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、路線バス事業者が市等からの収入により、運行に要する経費の負担をしていない系統を除く。

(1) 運行系統の起終点が、いずれも高松市内であること

(2) 運行系統の起終点のいずれかが高松駅であり、かつ他の一方が県内であること

2 支援対象となる車両は、タクシー事業者が、令和4年6月1日現在、市内の営業所に配置している事業用自動車とする。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、別表に定める支援金額にそれぞれ支援対象となるものの数を乗じて得た額とする。

（交付の申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度高松市公共交通運行特別支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和4年12月28日までに市長に提出しなければならない。

(1) 交通事業者であることが分かる書類の写し

(2) 令和4年3月から同年5月までの間の営業実績を確認することのできる書類の写し（タクシー事業者に限る。）ただし、令和4年4月から同年5月までの間にタクシー事業を営むこととなった者については、当該期間の営業実績を確認することのできる書類の写し。

(3) 第4条に規定する支援対象となるものの数を確認することのできる書

類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、交付を決定し、併せて支援金の額を確定し、令和4年度高松市公共交通運行特別支援金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査で疑義等が生じた場合は、関係機関へ問い合わせることができる。また、指摘事項を申請者に通知し、その補正を求めることができる。

(支援金の請求)

第8条 前条第1項の規定による交付決定及び額の確定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、支援金の交付を受けようとするときは、令和4年度高松市公共交通運行特別支援金請求書(様式第3号)を令和5年1月31日までに市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

(決定の取消し及び支援金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が虚偽その他不正な手段により、支援金の交付を受けたと認められる場合は、支援金の交付の決定を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

(この要綱の失効)

- 1 この要綱は、支援金の支出の完了の日限り、その効力を失う。
- 2 前項の規定にかかわらず、支援金の交付を受けた者については、失効前の10条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

支援対象者	支援金額
路線バス事業者	1系統当たり30万円
タクシー事業者	1台当たり5万円

（宛先） 高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
（個人事業者にあつては、住所及び氏名）

令和4年度高松市公共交通運行特別支援金交付申請書

次のとおり令和4年度高松市公共交通運行特別支援金の交付を受けたいので、令和4年度高松市公共交通運行特別支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 支援金申請額 _____ 円

2 交通事業者 路線バス（ ）系統

タクシー（ ）台

3 支援金交付申請に係る同意事項

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じており、今後も公共交通事業を継続します。

【添付書類】

- （1） 要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する交通事業者であることが分かる書類の写し
- （2） 令和4年3月から同年5月までの営業実績を確認することのできる書類の写し（タクシー事業者に限る。）
- （3） 要綱第4条に規定する支援対象となるものの数を確認することのできる書類の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

令和4年度高松市公共交通運行特別支援金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和4年度高松市公共交通運行特別支援金の交付について、次のとおり決定したので、令和4年度高松市公共交通運行特別支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により通知します。

1 申請者名

2 支援金の名称

3 交付決定額 金 円

4 交付条件

- 1 この支援金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は支援金の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に支援金の交付を受けているときは、当該支援金を返還しなければなりません。

年 月 日

（宛先） 高松市長

所在地：

請求者：

代表者氏名：

（個人事業者にあつては住所及び氏名）

責任者氏名：
担当者氏名：
連絡先：

年 月 日付け高 第 号により交付決定の通知を受けた令和4年度高松市公共交通運行特別支援金について、令和4年度高松市公共交通運行特別支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 振込先口座

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

※口座名義人が請求者と一致しない場合のみご記入・押印ください。

【確認書】
（宛先） 高松市長
所在地： _____
名称： _____
代表者氏名： _____ 印
確認内容：当社の資金管理は、上記2の口座を使用しており、本請求書に関する振込は、 同口座へお願いします。

- 【注意】振込先の口座情報が確認できる資料の添付について
口座振込エラーを防止するため、2に記載の口座情報を確認することのできる
次の資料のコピーを添付してください。
- ① 通帳のコピー
 - ② 通帳の表紙の裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）

